N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

N ＝ 38.99 ×｛（z － y）／ y｝× 1 ／ 3 ＋ 1.44

｛（z － y）／ y｝× 1 ／ 3 に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

y　平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「1 ． 地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の 3 月 31 日現在（ただし、平成 25 年度以降においては 1 月 1 日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　平成 25 年度から平成 27 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　平成 29 年改正前の省令附則第十九条の十四第七項の表市町村の項の算式によつて算定した経常態容補正Ⅱの率と同一の率

数」の「計」の「日本人」の欄の数を控除した数（ただし、平成 23 年度以前については「転入者数」の欄の数から「転出者数」の欄の数を控除した数とする。）を当該市町村の平成（n ＋ 1）年 1 月 1 日現在における住民基本台帳登載人口の日本人の数（ただし、平成 24 年度については平成 25 年 3 月 31 日現在における住民基本台帳登載人口の日本人の数とし、平成 23 年度以前については平成（n ＋ 1）年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登載人口とする。以下この表及び次条において「日本人住民基本台帳登載人口」という。）で除して得た数に 1,000 を乗じて得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　平成 25 年から平成 27 年までの各年の転入超過率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。）

算式Ⅸ

O ＝ 21.72 ×｛（ab － aa）／ aa｝× 1 ／ 2 ＋ 0.28

｛（ab － aa）／ aa｝× 1 ／ 2 に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

aa　平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「1 ． 地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の 3 月 31 日現在（ただし、平成 25 年度以降においては 1 月 1 日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ab　平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）